



# おおうち

第356号  
R6. 11. 15  
発行：市民  
サービス課

## 「ぽぽろっこ交流広場の遊具更新修繕」のお知らせ

総合体育館とぽぽろっこの間にある、交流広場の遊具を更新します。  
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。



作業日 11月18日(月)～12月中旬まで

施工者 長田建設(株) 電話22-0722

【問い合わせ先】産業建設課 電話65-2809

## ○特設人権相談所を開設します

日常生活において起こりうる様々な人権問題について、解決の手助けをします。  
お気軽にご相談ください。

日時・場所 12月2日(月)10時～15時 岩谷会館

人権擁護委員 菊地久昭さん(岩野目沢)

田口松雄さん(大内三川)

齊藤祐子さん(葛岡)

・個室での対応のため、  
マスクの着用をお願いします

【問い合わせ先】秋田地方法務局本荘支局 電話22-1200

～由利本荘市大内地域《後期》～

## 生涯学習教室受講生募集のご案内

### ★あなたもわたしもマジシャンに！わくわくマジック教室

クリスマスパーティや誕生会、忘年会や新年会をより楽しく盛り上げられる簡単なマジックを覚えてみませんか？



- ・開催日時 12月8日(日)13時～15時
- ・会場 大内農村環境改善センター・ホール
- ・講師 秋田大学奇術研究会会員のみなさん
- ・定員 15名(保育園年長児から大人まで)  
※小中学校、保育園には個別に案内済みです。

・参加料 無料

◎募集期間 11月15日(金)から11月22日(金) (平日9時～17時)まで

【申込・問い合わせ先】大内教育学習課(大内公民館) 電話65-2210

## 耕作証明書の交付には本人確認書類が必要です

農業委員会では軽油引取税免税証(農業用)の交付申請に必要な耕作証明書を交付しています。

運転免許証やマイナンバーカードなど、本人確認できる書類をお持ちのうえ、産業建設課でお手続きください。なお、同居家族以外の方の代理申請、また、法人の申請については委任状が必要となりますのでご注意ください。

各様式は農業委員会事務局または各総合支所産業建設課に備付のほか、市HPでも取得することができます。

【問い合わせ先】農業委員会事務局大内庶務班 電話65-2804

# 🏠家屋の新築・増築・取り壊しをお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金です。  
令和6年中に家屋（車庫・物置などを含む）の新築・増築・取り壊しをされた方はお知らせください。

【問い合わせ先】市民サービス課振興班 電話65-2214



## 道路除雪に際してのお願い

厳しい冬期間の除雪作業を円滑に実施するためには、住民の皆様のご協力がなければできません。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 1. 市道の除雪要望は町内会長へ

市道に関する除雪要望は各町内会長へ連絡願います。確認し状況に応じた除雪作業を行います。

### 2. 路上駐車はやめよう！！

路上駐車は除雪作業の妨げになり、また排除された雪による車輛損傷の恐れがありますので、路上駐車はやめましょう。

待避所も除雪区域ですので、個人の駐車場としての利用はやめましょう。



### 3. 出入口の除雪への協力



除雪後に、各家庭の出入口を雪でふさいでしまうことがあります。申し訳ございませんが、出入口の雪の処理は各家庭で対応下さるようにご協力をお願いします。

屋根から道路に滑り落ちた雪についても各家庭で取り除くとともに、屋根に滑り止めを付けるなどの防止策へご協力をお願いします。

また、「除雪車が来て持って行ってくれるだろう」などという考えで、宅地内の雪を道路に出されますと、除雪作業の遅れにつながり、更には通行の障害となる危険な行為で、事故の原因となった場合には責任が問われる恐れがありますので、絶対にやめましょう。

※道路への雪出しは「道路交通法第76条第4項第7号」で禁じられています。

### 4. 道路上の支障物件は道路外へ撤去

占用許可を受けないで、道路上に構造物等を放置されるケースが散見されますが、除雪の支障となるほか、見えないことから雪と一緒に処理される恐れがありますので、速やかに撤去するなどしましょう。

除雪作業に支障をきたす立ち木の枝等がある場合には、撤去や処理をお願いします。

### 5. 流雪溝以外の道路側溝等に投雪しない

流雪溝以外の道路側溝等への投雪はやめましょう。捨てた雪のために流れがせき止められ、水が道路にあふれ出す可能性があります。これにより路面が凍結し、スリップ等重大な事故につながり大変危険です。

### 6. 除雪車に近づかない

除雪車は作業上、前進後退を繰り返すことが多く、除雪車付近は大変危険です。十分な車間距離をとって通行してください。

同様に除雪車を追い越す場合も無理な追い越しをしないようお願いいたします。



◎問い合わせ先 大内総合支所産業建設課・TEL 65-2802

# 遺跡の現地確認について ～市教育委員会よりお知らせ～

大内地域の遺跡地図作成を目的に、遺跡確認作業を行っています。今年度の対象は下川大内地区です。

腕章をつけた調査員が耕作地や山林等を歩き、遺跡の所在を確認いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○期 間： 11月下旬～12月予定

【問い合わせ先】教育委員会生涯学習課文化財保護室 電話32-1337



## 由利本荘市防災情報配信サービスのお知らせ

- 由利本荘市では、携帯電話・スマートフォン・パソコンで受け取れる「防災情報」の配信を行っています。
- 大雨・強風・土砂災害などへの警戒情報や、災害発生時の避難情報、避難所開設情報など、みなさまの身を守る行動を取っていただくための情報を配信してまいります。
- あらかじめ、防災メールへの登録やアプリのダウンロードをしておくなど、市からの防災情報を受け取れるように備えておきましょう。

### 消防・防災メールへの登録



#### 【登録手順】

QRコード→



#### ①メールアドレスを入力します

携帯電話のカメラでQRコードを読み取るか、宛先欄にE-mailアドレスを直接入力します。

bousai.yurihonjo-city@raidan.ktaiwork.jp

#### ②空メールを送ります

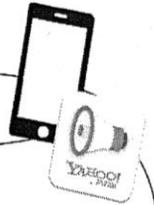
本文などを書かずに、そのまま送信してください。（空メール）

③空メールを送信すると、本登録の案内メールが届きます。手順にしたがって、登録をすすめてください。

※携帯電話に迷惑メール設定がされている場合は、メールが届きませんので、あらかじめ

< yurihonjo-city@raidan.ktaiwork.jp >からのメールを指定受信できるように変更してください。（各々のケータイにより、設定の仕方は異なります。わからない場合は販売店等にご確認願います。）

### Yahoo!の防災速報アプリ



#### 【登録手順】

##### ●i-phone版

Appstoreからダウンロードします。（無料）

※「ヤフー防災」で検索

##### ●Android版

GooglePlayからダウンロードします。（無料）

※検索または、QRコードから→



✓携帯電話(ガラケー)やパソコンでは、メール版を受け取ることができます。

登録URL: [emg.yahoo.co.jp](http://emg.yahoo.co.jp)

※YahooIDの登録が必要です。



### 「消防・防災情報」テレフォンサービス

☎050-5536-7056

○防災無線放送内容 ○防災情報・災害情報

ご利用には通話料がかかります。

【問い合わせ先】危機管理課 電話24-6238

# 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

～夜の道 あなたを守る 反射材～

広報

# おおうち

11月号

発行所  
大内駐在所  
65-2209  
大内東駐在所  
66-2012

## 【早めのライト点灯と上向きライトの原則】

- ライトを早めに点灯し、対向車や歩行者などに自分の車の存在を早く知らせるようにしましょう。
- 他の自動車などの妨げになるような場合を除き、上向きライトが原則です。
- 上向きライトを上手に活用して、遠くの歩行者を早めに発見しましょう。
- 歩行者が見えにくくなるので、速度を落として運転しましょう。

## 【自転車利用者の方へ】

- 自転車も早めにライトを点灯しましょう。
- 自転車にも反射材を取り付けましょう。
- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。

## 【反射材等の利用促進】

- 夕暮れや夜間の外出時は、明るい目立つ色の服装や反射材用品を利用し、ドライバーに自分の存在を早く気付いてもらいましょう。
- 道路を横断する時は、左右を十分に確認して安全を確かめましょう。
- 横断中も安全を確認しましょう。



ハイビーム!

## 【指名手配被疑者の検挙に御協力を！】

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、県民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

## 11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

私たちの誰もが、ある日突然、犯罪や交通事故の被害者となる可能性があります。この機会に犯罪被害者等の思いに触れてみませんか。



「県民のつどい」のご案内



日時 11月2日（土）13:30～16:00  
 会場 あきた芸術劇場ミルハス  
 内容 「命の大切さ学習教室」に参加した児童・生徒による手紙の朗読  
 犯罪被害者遺族の講演  
 秋田県警察音楽隊による演奏会等  
 ※ 事前申込み制ですが、席に余裕がある場合は当日でも参加できます。

【申込・問合せ先】県民生活課（018-860-1522）

## ～虐待から子供を守るために～

様々なことが時代とともに変化しています。子育てについても同様で、以前は『当たり前』だったことが、今は『虐待』になることもあります。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

これらの虐待は家庭内で発生することが多いため、表面化しにくいという特徴があります。

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待から子供を守るため、「もしや虐待？」と思ったときは、最寄りの警察又は児童相談所まで通報をお願いします。

